

事 務 連 絡
令和元年 6 月 1 7 日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室

子ども・子育て支援事業費補助金の交付申請手続き等について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記補助金の交付要綱について、本日付で通知したところですが、交付申請手続き等について、下記のとおりご連絡いたします。

記

1. 交付申請手続きについて

交付要綱の5に定める交付申請書の提出期限等について、以下のとおりといたします。 交付決定は、7月下旬～8月上旬頃を予定

なお、期限までに間に合わない場合については、別途、申請を受け付けますので、担当までご連絡ください。

提出期限：令和元年7月10日（水）

提出方法：郵送（原本1部）及びメール（電子媒体）

提出先：

（郵送）

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室調整係 宛

2. 「幼児教育・保育無償化実施円滑化事業」及び「幼児教育・保育無償化システム改修等事業」の基準額について

交付要綱中、基準額を「内閣総理大臣が認めた額」としてありますが、以下の算定基準に基づく配分額の範囲内で申請された額で交付決定を予定しています。

算定基準により算定した都道府県別の配分額については、別添1をご参照ください。

また、補助金の交付に当たっては、「令和元年度（平成30年度からの繰越分）」分と、「令和元年度」分に、分けて交付することになりますので、別添の配分額表にお示しした金額を基に、それぞれ交付申請書をご提出いただく必要がありますので、ご留意ください。

配分額に満たない額での申請を予定している都道府県にあつては、申請額を別添配分額表の比率で按分して申請してください。

なお、都道府県から市区町村に配分する際には、算定基準に縛られることなく地域の実情に応じて、柔軟に対応いただくことが可能です。

（算定基準）

無償化事務費

都道府県 2,000万円

市区町村 基礎額（150万円）＋住民基本台帳に基づく人口（ ）×300円

無償化システム改修等費

基礎額＋住民基本台帳に基づく人口に応じた加算額

・基礎額 600万円

・加算額 住民基本台帳に基づく人口（ ）について、以下の表の1欄の人数ごとに2欄の単価を乗じて得た額の合計額

1. 人口	2. 単価
0人～49,999人まで	130円
50,000人～99,999人まで	120円
100,000人～199,999人まで	110円
200,000人～299,999人まで	100円
300,000人～499,999人まで	90円
500,000人～999,999人まで	70円
1,000,000人以上	60円

（ ） 2018年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口

（注）令和元年5月13日付事務連絡でお示しした基準額から変更はありません。

3. 「幼児教育・保育無償化実施円滑化事業」及び「幼児教育・保育無償化システム改修等事業」に係るFAQについて

令和元年5月30日開催の幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会においてお示ししたFAQを、別添2のとおり、一部更新しましたのでご参照いただくとともに、管内市区町村への周知をお願いいたします。

【担当】

内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室調整係
加藤・渡辺

TEL：03-5253-2111（内線38490・38353）

【無償化事務費及び無償化システム改修等費の都道府県別配分額表】

(単位：千円)

No	都道府県	無償化事務費			無償化システム改修等費		
		令和元年度 (H30年度繰越分)	令和元年度	計	令和元年度 (H30年度繰越分)	令和元年度	計
1	北海道	1,351,522	538,762	1,890,284	1,235,532	400,965	1,636,497
2	青森県	337,896	134,697	472,593	301,441	97,824	399,265
3	岩手県	320,875	127,907	448,782	267,520	86,816	354,336
4	宮城県	547,762	218,347	766,109	346,621	112,482	459,103
5	秋田県	258,830	103,176	362,006	207,349	67,285	274,634
6	山形県	289,269	115,311	404,580	262,625	85,226	347,851
7	福島県	489,320	195,057	684,377	440,828	143,060	583,888
8	茨城県	694,476	276,832	971,308	475,148	154,192	629,340
9	栃木県	467,040	186,172	653,212	290,633	94,317	384,950
10	群馬県	478,798	190,861	669,659	336,367	109,158	445,525
11	埼玉県	1,661,204	662,172	2,323,376	903,926	293,332	1,197,258
12	千葉県	1,423,324	567,354	1,990,678	769,579	249,741	1,019,320
13	東京都	3,005,975	1,198,202	4,204,177	1,375,562	446,381	1,821,943
14	神奈川県	2,016,915	803,951	2,820,866	759,569	246,487	1,006,056
15	新潟県	535,795	213,578	749,373	329,321	106,871	436,192
16	富山県	259,790	103,558	363,348	163,372	53,019	216,391
17	石川県	281,426	112,186	393,612	188,888	61,296	250,184
18	福井県	202,143	80,577	282,720	150,408	48,809	199,217
19	山梨県	223,171	88,964	312,135	202,375	65,676	268,051
20	長野県	550,327	219,380	769,707	544,059	176,564	720,623
21	岐阜県	499,981	199,303	699,284	379,867	123,273	503,140
22	静岡県	854,696	340,694	1,195,390	470,517	152,689	623,206
23	愛知県	1,692,056	674,467	2,366,523	838,572	272,126	1,110,698
24	三重県	438,839	174,929	613,768	297,487	96,541	394,028
25	滋賀県	339,179	135,205	474,384	216,262	70,181	286,443
26	京都府	591,969	235,964	827,933	311,001	100,921	411,922
27	大阪府	1,960,102	781,310	2,741,412	857,468	278,259	1,135,727
28	兵庫県	1,257,245	501,147	1,758,392	626,543	203,322	829,865
29	奈良県	350,339	139,656	489,995	303,134	98,378	401,512
30	和歌山県	255,613	101,895	357,508	224,848	72,971	297,819
31	鳥取県	157,109	62,632	219,741	139,237	45,185	184,422
32	島根県	182,936	72,925	255,861	150,381	48,798	199,179
33	岡山県	455,217	181,455	636,672	280,798	91,124	371,922
34	広島県	650,031	259,113	909,144	325,109	105,507	430,616
35	山口県	334,153	133,197	467,350	213,742	69,363	283,105
36	徳島県	202,485	80,718	283,203	179,655	58,304	237,959
37	香川県	245,567	97,887	343,454	165,610	53,743	219,353
38	愛媛県	334,827	133,466	468,293	213,535	69,296	282,831
39	高知県	206,324	82,250	288,574	220,061	71,421	291,482
40	福岡県	1,179,170	470,035	1,649,205	674,627	218,930	893,557
41	佐賀県	214,477	85,496	299,973	168,760	54,767	223,527
42	長崎県	332,610	132,581	465,191	218,067	70,770	288,837
43	熊本県	446,317	177,916	624,233	357,226	115,933	473,159
44	大分県	284,379	113,363	397,742	185,431	60,177	245,608
45	宮崎県	280,697	111,894	392,591	217,352	70,535	287,887
46	鹿児島県	415,586	165,662	581,248	340,521	110,504	451,025
47	沖縄県	373,900	149,045	522,945	322,270	104,581	426,851
	合計	29,931,662	11,931,249	41,862,911	18,449,204	5,987,100	24,436,304

【子ども・子育て支援事業費補助金】

No.	事項	問	答	備考
1	補助金の対象年度	円滑化事業とシステム改修等事業は、市町村の予算を事業遅延等の理由により翌年度に繰り越すことは可能ですか。	当該補助金は、年度末(3月31日)までに事業が完了したものが対象です。このため、事故繰越を除き地方自治体の予算を繰り越すことはできません。	
2	補助金の年度	円滑化事業とシステム改修等事業は、国から都道府県へ交付される際、令和元年度(平成30年度からの繰越分)予算と令和元年度予算分に分けられていますか、都道府県から市町村に交付する際は、同様に分ける必要がありますか。	都道府県が市町村に対して交付する際は、必ずしも令和元年度(平成30年度からの繰越分)分と令和元年度分を分ける必要はありません。ただし、都道府県から国への実績報告の際には、市町村の実績額をそれぞれ分ける必要がありますので、例えば、国から都道府県に対して交付した令和元年度(平成30年度からの繰越分)分と令和元年度分(平成30年度からの繰越分)分をそれぞれ分けてください。	新規
3	補助金の流用の範囲	円滑化事業とシステム改修等事業の事業間の流用は可能ですか。	事業間の流用はできません。	
4	交付の時期	円滑化事業とシステム改修等事業の補助金交付時期はいつですか。	交付額決定後、内閣府から都道府県に対して速やかに支払を行う予定です。市町村に対しては、都道府県から支払を行うこととなりますので、交付時期は都道府県により異なります。	
5	変更交付申請について	円滑化事業とシステム改修等事業の補助金交付額の変更申請はできますか。	当該補助金の交付申請は、補助金交付要綱の発出後1か月程度での締切を予定しています。ただし、都道府県での予算措置が間に合わないなど、このスケジュールで対応できない都道府県については、別途申請を受け付けますのでご相談ください。 なお、当初交付決定後に追加で申請が必要となった場合は、適宜ご相談ください。	
6	配分額の計算に用いた人口	内閣府が示した市町村への配分額を算出した際に用いた人口は、いつ時点のものを基準としたのですか。	2019年5月現在で把握できるものとして最新となる、2018年1月1日時点の人口で算定しています。	
7	職員旅費の範囲	円滑化事業補助金の対象経費に「職員旅費」とありますが、「職員」とは、地方自治体の職員のことを指しているのでしょうか。	円滑化事業の「職員旅費」については、幼児教育・保育の無償化事務に従事する都道府県または市町村の職員(非常勤職員、臨時任用職員を含む)が対象となります。 なお、委託契約等により業務の一部を受託する事業者の従業員等の旅費は委託費から支出してください。	
8	円滑化事業の備品購入費の範囲	円滑化事業の備品購入費について、「取得価格10万円未満のものに限る」とされていますが、これは備品1点当たりの価格と備品購入合計額のどちらですか。また、消費税込みの価格と考えるとよいですか。	備品1点当たりの価格が消費税込みで10万円未満の備品が対象です。	
9	システム改修等事業の範囲	幼児教育・保育の無償化業務を処理する電算システムを改修ではなく、新規開発していますか、システム改修等事業の対象になりますか。	システム改修等補助金は、基本的に、幼児教育・保育の無償化の実施に起因する「システム改修」や「システム開発」に係る経費が対象です。	
10	システム改修等事業の範囲	現在使用しているBシステムでは無償化の実務に十分対応できないため、新たにCシステムを導入しましたが、導入時期が今年12月となるため、幼児教育・保育の無償化施行後の10月と11月については、Bシステムの簡易な改修で対応することを予定しています。この場合、Bシステムの改修費用に加え、Cシステムの導入費用もシステムシステム改修等補助金の対象となりますか。	例えば、特定教育・保育給付関連の既存システムを改修し、施設等利用給付関連の部分を新規開発する場合など、「システム改修」と「システム開発」の両方を実施する場合は、その両方の経費が当該補助金の対象になります。	
11	システム改修等事業の範囲	システム改修に当たり、無償化に伴う改修パッケージを業者から購入する際に、公定価格マスターデータの入札に要する経費も補助対象としてよいですか。	幼児教育・保育の無償化の実務を行うために必要であり、当該システムの運用上、一体的に導入する必要がある場合は対象となります。	

No.	事項	問	答	備考
12	システム改修等事業の範囲	就学前障害児の発達支援の無償化に要するシステム改修経費は、「幼児教育・保育無償化システム改修等事業」の対象となりますか。	就学前障害児の発達支援の無償化に要するシステム改修経費については、厚生労働省予算で措置されるため、本事業の対象外です。	
13	システム改修等事業の範囲	幼児教育・保育の無償化の施行とともに、子ども・子育て支援給付に関連する地方単独事業を拡充するため、これらを合わせてシステム改修を行う場合も、システム改修費補助の対象になりますか。	地方単独事業と幼児教育・保育の無償化との関連性に合理的な説明が可能であれば、システム改修等事業の対象としても差し支えありません。	
14	システム改修等事業の範囲	幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費の免除対象となる保護者等の世帯所得の判定に係るシステム改修が必要となりますが、対象になりますか。	システム改修等補助金の対象は、幼児教育・保育の無償化に伴い、必要となるシステム改修等を対象としています。そのため、御質問の事例のいずれも対象になります。	新規
15	システム改修等事業の範囲	福祉施設全般に対応するシステムを導入していますが、幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修に当たり、他制度のシステム改修も同時に行う予定です。その場合にも、システム改修等事業の対象になりますか。	他制度のシステム改修も同時に行う場合については、幼児教育・保育の無償化に伴い必要となるシステム改修の所要額のみ対象となります。一括契約により請求が分割されていない場合などは、合理的な方法により、幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修費用を按分し、算出してください。	新規
16	システム周辺機器等の対象事業	システム改修に伴って新たに機器類を導入する場合、その購入に係る経費は基本的にシステム改修等事業補助金の対象と考えますが、例えばOCR装置やプリンタ等、必ずしもシステム改修等に伴うものではない機器類をリース・購入する場合は、円滑化事業を活用してもよいでしょうか。	システム改修等に必要となる機器類に係る経費は、基本的に円滑化事業の対象です。必ずしもシステム改修等に伴うものではない機器類の導入に係る経費は、基本的に円滑化事業の対象です。	
17	超過勤務手当や賞金の対象事業	超過勤務手当や賞金は、円滑化事業とシステム改修等事業の両方の対象経費になっています。「システム改修等に特化した会議や作業」に係る手当や賞金は、システム改修等事業の対象と考えますが、「システム改修等のためでもあり、またシステム以外の無償化事務のためでもある会議や作業」に係る手当や賞金をシステム改修等事業と円滑化事業に分けることは困難ですが、どのようにしたらよいですか。	お見込みの通り、システム改修等に特化した会議や作業に係る手当や賞金は、システム改修等事業の対象です。しかしながら、無償化事務に関する会議や作業が、部分的にシステム改修等の検討に繋がるという場合は十分想定されることから、こうした場合については、システム改修等事業と円滑化事業のどちらが相応しいか市町村の判断により活用することが可能です。	
18	対象経費の属出科目について	国の補助金交付要綱に記載されている対象経費の名称が、自治体の支出科目の名称と異なる場合でも、補助金の対象科目と見なしてよいでしょうか。	国の交付要綱で定める対象経費に当てはまると認められる場合であれば、自治体における支出科目が異なっても対象経費と見なして差し支えありません。不明な点がある場合は、適宜ご相談ください。	
19	システム保守委託料の取扱い	今回改修または新規関係の終了したシステムの保守に係る費用は、円滑化事業、システム改修等事業のどちらの交付対象になりますか。	システム改修等事業は、無償化に伴い必要となるシステムの改修等の導入時に係る費用を対象としています。システムの保守委託料や使用料及び賃借料等については、改修等費用と一体的な契約になっている場合は、システム改修等事業の対象で構いませんが、システム改修等と一体的な契約でない場合は、円滑化事業で対象とすることも可能です。	

※灰色で塗りつぶしているNo.2,14,15は、令和元年6月30日の幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会資料のFAQになかった新規のものです。